

令和2年10月14日制定

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人日本臨床免疫学会（以下「本会」という。）の定款第3章における会員の本会への入退会及び休会に関する手続きを定める。

(入会の手続き)

第2条 本会の会員になろうとする者は、代議員1名の推薦を得て、本会の定款及び理事会が定める規則に同意したうえで、オンラインシステム経由で入会申込及び所定の代議員推薦書を提示し、これを理事会に提出しなければならない。

(入会の許可)

第3条 前条による入会の申込みを受けた理事会は、入会を希望する者が定款第5条に定める資格を満たすと認めるときは、速やかにその入会を認めなければならない。

(会員の資格の取得)

第4条 理事会により会員として入会を認められた者は、理事会が定めた規則に従い、入会申込書に記載の入会希望日が属する暦月の前月末日までに本会に入会金を納付しなければならない。かかる納付の後、入会希望日をもって会員たる資格を取得する。

(退会)

第5条 会員は、定款第8条に定める手続きに従い、退会することができる。

2 退会しようとする会員は、退会の1か月以上前までに、必要事項を記載した退会届出書を自由書式にて作成し、これを理事会に提出しなければならない。ここにいう必要事項は、次のとおりである。

- ・会員の氏名および会員番号
- ・メールアドレス、電話番号または住所など連絡先
- ・退会希望年月日

3 会員が死亡したときは、本会から退会したものとみなす。この場合は、前項の退会届出書の提出は不要とする。

(除名)

第6条 会員は、定款第9条に定める手続きに従い、除名されることがある。

(会員たる資格の喪失)

第7条 会員は社員総会決議により除名されたときは、当該会員は、理事長がかかる除名の決定を当該会員に対し書面にて通知したときに会員たる資格を喪失する。

(会費の返還)

第8条 退会又は除名により会員資格を喪失した者は、本会に対し既に支払った入会金、会費等の払戻を請求できない。

(会員資格喪失後の権利及び義務)

第9条 退会又は除名により会員資格を喪失した者は、会員資格に基づき本会より付与又は許諾された一切の権利を喪失する。

(休会)

第10条 会員は理由及び期限を理事長に申告し、休会することができる。休会の理由は、留学、出産、育児、介護等、理事長が認めるものとする。

2 休会中の会員は、定款第7条に定める年会費を納めることを要しない。

3 休会は原則として5年間を限度とし、理事長に理由を申告して延長が認められない限り、6年目の事業年度末に会員資格を喪失する。

(規則の改正)

第11条 本規則の改正は、理事会の決議による。